

在韓被爆者問題クロノロジー

秘

元．3．27

北東アジア課

1. 従来の経緯

(1) 本件は60年代後半より韓国国内で問題とされてきたが、韓国政府は当初は余り熱心ではなかった。70年代半ばより国内的圧力もあり、我が方に対し本件につき問題提起をするようになった。これに対し、我が方は、以下の立場を基本として対処することとし、爾来、その基本的立場を維持してきている。

①法的には、日韓間の請求権問題は、全て1965年の日韓請求権協定により解決済み。

②また、本件は、韓国に在住する人々の問題であり、第一義的には、韓国政府が韓国の国内問題として処理すべき問題。

③しかしながら、本件は、人道上の問題でもあるので、韓国政府より具体的要請があれば、日本政府としても検討の用意あり。

(2) これに対し、韓国政府も、上記の日本側の立場に強く反対するとの姿勢はとらず、むしろ、右を前提として、経済協力ベースで、①韓国内の病院設立、②韓国人医師の訪日研修、③日本人医師の韓国派遣等を要請するとの立場で対応。しかし、①の無償資金協力は韓国の所得水準が高いことから困難、②は韓国人医師の接遇条件をめぐり調整不調、③については日本人医師の携行医療器材の取扱いをめぐり調整不調、ということから、いずれの要請にも応じ得なかった。

(3) その後、日韓関係者間で種々の話し合いが行われ、結局81年12月からは、関係当局者間の合意書（有効期限5年）に基づき、いわゆる渡日治療が行われることとなった。即ち、右合意書の下で、医療費は日本側が負担（原爆医療法を適用）し、渡航費は韓国側が負担することにより、毎年、在韓被爆者数十名が来日し、広島及び長崎の原爆病院で治療を受けられることとなった。結局、右合意書の下で、総計約350人の被爆者が渡日治療を受けた。

(4) しかしながら、韓国側は、右合意書の期限切れ(86年11月)に際し、比較的重症と考えられる患者は既に渡日治療を受けた、韓国国内の医療水準は向上したので爾後は国内治療を原則とする、等の理由を挙げ、合意書を延長する考えはないとしたため、我が方よりは、86年12月の定期閣僚会議の際を含め、再度にわたり韓国側に延期方働きかけたものの、結局、韓国側の態度は硬く、合意書は失効し、渡日治療は打ち切られることとなった。因みに、合意書期限切れを控えた86年7月の実務者間意見交換において、韓国側は、渡航費用の韓国側負担が渡日治療延長のネックではない旨明言している。

## 2. 最近の動き

(1) 87年11月、在韓被爆者協会の辛泳洙(シン ヨンス)会長は、梁井駐韓大使を来訪し、在韓被爆者の損害補償として総額23億ドルの支払い及び原爆病院の建設を日本政府に要求。

先方は、23億ドルの積算根拠として、昭和59年度厚生省被爆者対策予算(約990億円)を、日本人被爆者数(約37万名)で割って、一人当たり予算を算出(約27万円)し、これを韓国人被爆者約2万3千名に対し、1945年以降の45年間及び今後の10年間分支給するものとして計算(約2600億円を87年10月の為替レート(1ドル=140円)で換算したもの。)

(2) 88年2月8日、辛会長は再度梁井大使を来訪し、竹下総理が訪韓する際、23億ドルのうち10億ドルを高齢化している韓国人被爆者援護のために供与すること、及び、ソウルに原爆病院を建設することとし、今年8月6日の原爆記念日までに、竹下総理の名において起工式を行うことを要求。

(3) 88年2月11日に韓国外務部(亜州局李(イ)審議官)がアジア局谷野審議官に説明したところによれば、盧泰愚次期大統領(当時)は、選挙期間中に韓国被爆者協会よりの陳情を受けたこともあり、本件を何とかしなければならぬとの気持を有している由。

87年11月25日付の韓国各紙は、「盧泰愚候補は、25日、原爆被

爆者代表5名と会見し、韓国国交正常化の際、被爆者に対する補償問題が抜けたことは非常に胸が痛むことである。執権すれば、この問題を必ず解決する。大統領になれば日本との間で被害補償問題を必ずただしていく」と述べた旨報道。

(4) 88年2月竹下総理訪韓時、在韓被爆者協会は総理との面談を要望し、アジア局長がこれに対応。

(5) 88年3月、第3回日韓外相定期協議において、韓国崔(チェ)外務部長官より本件に関して話があり、宇野外務大臣よりは、実務レベルの調査団を派遣する用意がある旨対応。

(6) 88年5月、在韓被爆者問題調査団訪韓(アジア局渋谷参事官団長)

(7) 88年9月 64年度(平成元年度)予算において「在サハリン韓国人支援等特別基金拠出金」を予算要求

事業内容(被爆者関連): 韓国側が行う在韓被爆者に対する治療費援助を支援する他、「渡日治療」を行う場合の渡航費を支援する。

(8) 88年9月6日 在韓被爆者協会「韓国被爆者健康管理センター及び基金設置」に関する提案書を提出。

①先に提出した23億ドルの対日被害補償請求とは別に提案。

②ソウルに「韓国被爆者健康管理センター」を設立すること。このセンターはソウルにある総合病院に付設し、日本政府はそこで医療資機材を提供し、日本医師派遣、韓国医師招聘等の事業を協力すること。

③日本政府は、韓国原爆被害者協会会員のため、相当額の基金を拠出すること。基金の管理運営のために財団法人を設立し韓国政府及び在韓国日本大使館はこれの後見人となること。この基金は在韓被爆者全員に恩恵を及ぼすためのもの。

(9) 88年10月 64年度予算に関する打合せのため担当官訪韓

(大使館等との打合せ)

(イ) 64年度本件予算案に対する韓国原爆被害者協会の反応

- ①本件予算案は「失望」の一言に尽きる
- ②日韓政府間で頭越しの本件処理は不満足、協会の要望を尊重すべし。
- ③渡日治療程度では協会会員を説得出来ず

(ロ) 在韓被爆者関係予算の実行のためのスキーム

- ①本件予算の韓国内実施主体を韓国赤十字病院から翰林大学付属病院に設けられる「被爆者健康管理センター（別途被爆者治療のためのプロ技協の受け皿となる予定）」に移す。
- ②但し、日本政府からの資金は一旦韓国赤十字が受取り、ここから同センターに流す。（韓国赤十字及び保健社会部を全く排除した形での本件実行は不適当）

(10) 64年度本件予算案に対する韓国外務部の反応

- ①4200万程度の低額では検討出来ない。
- ②韓国原爆被害者協会は相当額の金額を請求しており、日本側がこの基金を検討すると約束するのであれば、保健社会部・協会と右予算の実施につき協議することは可能。

(11) 88年11月 我が方督促に対する韓国外務部反応

- ①本件は複雑な感情も絡んでおり、かつ韓国国会、野党等も関心を持っており、慎重な対処必要。
- ②問題の核心は基金の金額の拡大にある。
- ③早急に協会側と協議することとするが、日本側の要望にかなう結果となるか不明。

(12) 89年1月30日、在京韓国大使館李書記官がア北を来訪越し、在韓被爆者問題に関し、本国よりの訓令に基づくとして通報越す。

- ①本件に関し、これまで韓国政府部内で協議したが、その結果として韓国外務部の立場を、非公式に通報する。

在韓被爆者問題は過去から遺された問題であり、早急に解決する必要がある。本年、盧泰愚大統領の訪日が予想されるが、その折、本件を取り上

げ、日本政府がまとめた金額を基金として一括拠出することを検討してもらいたい。右検討を約するならば、今般、日本が、平成元年度予算として計上した在韓被爆者問題関連予算4,200万円については、在韓被爆者協会等関係団体及び保健社会部等に対し、外務部としてこれを受け入れるよう説得する用意がある。

②基金設立の根拠、目的、内容及び規模等については、爾後、提示する。

(13) 89年3月20日、韓国外務部より、本件一括妥結のため95億円の基金（我が国の被爆者健康管理手当を在韓被爆者1万人に対し過去20年間遡及し支給するとして積算したもの）を要求越す。

当方（北東アジア課長）より、かかる要求を提示越すとはとんでもないことであり到底受入れられない旨対応。